

最高裁秘書第2974号

令和元年6月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月6日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2403号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成20年5月21日付け最高裁総二A第000174号事務総長通達「判決書作成長期未了事件に関する報告について」（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁総二A第000174号

(訟い-01)

平成20年5月21日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 大谷剛彦

判決書作成長期未了事件に関する報告について（通達）

標記の報告について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 調査の対象

判決書の作成が結審後6箇月を経過しても完了しない事件

第2 調査表の作成

民事訴訟、行政訴訟及び人事訴訟については別紙様式第1の、刑事訴訟については別紙様式第2の調査表に記載された事項を調査し、次に定める要領により調査表を作成する。

- 1 作成基準日は、毎年6月及び12月の各末日とする。
- 2 高等裁判所及び地方裁判所は、本庁及び支部の事件を一括して、別紙様式第1及び別紙様式第2の調査表を作成する。
- 3 地方裁判所は、簡易裁判所の事件について、管内の事件を一括して2の調査表とは別に別紙様式第1及び別紙様式第2の調査表を作成する。
- 4 家庭裁判所は、本庁及び支部の事件を一括して、別紙様式第1の調査表を作成する。

### 第3 報告の方法及び期限

- 1 第2の定めにより作成した調査表については、第2の1の作成基準日の翌月末日までに総務局長あてに送付する方法により報告する（送付書不要）。
- 2 調査の対象となる事件がない場合には、調査表の作成を要しない。この場合、適宜の方法により、その旨を総務局第二課定員係あてに報告する。
- 3 昭和39年8月21日付け最高裁総一第193号事務総長依命通達「判決書作成の長期化の防止について」に基づき、判決書の早期完成のために司法行政上の措置を執った場合には、1の定めによる報告に併せて報告する。

### 付 記

この通達は、平成20年6月1日から実施する。

(別紙様式第1)

平成 年 月末日現在 判決書作成長期未了事件調査表  
(民事・行政・人事訴訟用)

(庁名) \_\_\_\_\_ 裁判所  
\_\_\_\_\_ 地方裁判所管内の簡易裁判所

1 判決言渡し未了の事件数

原因 期間	事件ふく そう、複 雑困難	関連事件 の審理待 ち	上級裁判 所の判決 待ち	和解中、 調停中	判決言渡 しの延期 請求	訴訟の中 断、中止	裁判官の 病気	その他	計
6月を超 え 1年未満									
1年以上 2年未満									
2年以上 3年未満									
3年以上									

(注) 弁論終結時に併合中の事件は1件と計上する。

2 備考

庁 名	事 件 番 号	事 件 名	弁論終結日	原 因 の 詳 細

(注)

- 1 1のうち「事件ふくそう、複雑困難」及び「その他」に該当する事件について記入する。
- 2 「原因の詳細」は、具体的に記入する。

(最総二)

(別紙様式第2)

平成 年 月末日現在 判決書作成長期未了事件調査表

(刑事訴訟用)

(府名)

裁判所

地方裁判所管内の簡易裁判所

1 判決宣告未了の事件数

原因 期間	事件ふく そう、複 雑困難	関連事件 の審理待 ち	上級裁判 所の判決 待ち	判決宣告 の延期請 求	公判手續 の停止	裁判官の 病気	被告人の 逃亡	その他	計
6月を超 え 1年未満									
1年以上 2年未満									
2年以上 3年未満									
3年以上									

(注)

1 結審時に併合中の事件は、被告人の数にかかわらず、1件と計上する。

2 事件数の右横に勾留中の被告人の数を括弧書きで記入する(0人の場合は括弧書きの記入は不要)。

2 判決宣告後の事件

序 名	事件番号	事 件 名	結 審 日	判決宣告日	原 因 の 詳 細

(注) 「原因の詳細」は、具体的に記入する。

3 備考

序 名	事件番号	事 件 名	結 審 日	原 因 の 詳 紆

(注)

1 1のうち「事件ふくそう、複雑困難」及び「その他」に該当する事件について記入する。

2 「原因の詳細」は、具体的に記入する。

(最総二)